

提 案 理 由

第 1 9 回 （臨時会）

筑 後 市 議 会

令和 8 年 7 月 2 7 日

本日ここに、第19回筑後市議会臨時会の開催にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

本臨時会は、地方自治法第101条第3項の規定に基づき、弥吉治一郎議員外6名の議員により、令和8年7月22日付で臨時会の招集請求があったことに伴い、開催するものであります。

議員からの招集請求理由であります、会議に付議する事件は、「福岡県の海外旅費等支給の全容解明を求める意見書」についてであります。

この後、意見書の提出議員より、提案理由の説明がなされるものと存じますので、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます、開催理由の説明を終わります。

ただいま、上程いただきました「福岡県の海外旅費等支給の全容解明を求める意見書」の提案理由を申し上げます。

昨今、地方自治体における公費の使途に対し、住民の厳しい監視の目が注がれております。福岡県や福岡県議会が実施する海外活動・視察研修等については、一部の事業において参加者一人当たり 400 万円を超える多額の公金が支出されていることや、講演会の謝礼金等についても報道がなされており、費用対効果や使途の不透明性を疑問視する声が市民の間で高まっております。自主的な解明を期待してきたところではありますが、県民の疑念は依然として払拭されておらず、福岡県政への信頼が大きく揺らいでいる状況にあります。

こうした事態は、住民の貴重な税金が適正に使用されているかどうかという、地方自治の根幹に関わる重大な問題であります。

第三者委員会等を設置し客観的な検証、結果の速やかな公表、そして不適正支出が認められた場合の返還措置など、県民の信頼回復に向けた迅速かつ実効性ある対応が強く求められております。

この問題は、定例会の開催を待つことなく、本市議会として一刻も早く意思を表明すべき緊急性の高い案件であると判断し、本臨時会において意見書案第 2 号を提案するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。